

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第53回）
〈書面開催〉

日時：令和4年7月28日（木）

1 開会

2 報告事項

- （1）新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等助成金の周知について 資料①
- （2）感染拡大防止に向けた保育園（所）・認定こども園の対応について 資料②
(こども保健部)

3 閉会

新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査等助成金について

津山市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、PCR 検査等を実施する市内事業者等に対し、助成金を交付しています。

項目	内容
1 助成額	PCR 検査または抗原定量検査の実施に係る経費。 ただし、PCR 検査等 1 件につき、2 万円を限度とする。
2 助成対象	市内において、次の事業所等を運営するもので、新型コロナウイルスの感染者が発生したため、従業者等に対し、PCR 検査または抗原定量検査を実施したもの。 (1) 事業所 事務所、店舗、工場、営業所等 (2) 医療機関、福祉サービス事業所 医療機関、福祉施設、介護・障害福祉サービス事業所等 (3) 学校、保育園 私立大学、私立高等学校、民間保育園、民間幼稚園、 放課後児童クラブ等 (4) その他 (1)から(3)の同一敷地内または運営に密接に関わる関連施設
3 検査対象者	行政機関の必要により実施された PCR 検査等を除き、次の要件を満たす津山市民 (1) 事業所の従業者 (2) 医療機関、福祉サービス事業所の従業者及び利用者 (3) 学校、保育園の従業者及び利用者
問い合わせ先	津山市こども保健部健康増進課 TEL 32-2069 fax 32-2161

感染拡大防止にむけた保育園（所）・認定こども園の対応について

当市における保育園（所）・認定こども園では、新型コロナウイルス感染者が増加傾向にあり、感染が急速に拡大しております。また、多くの保育士等が濃厚接触者に特定されるなど、保育士等が一時的に不足し、保育機能の維持が困難となり、深刻な状況が続いております。

このような状況の中、感染拡大防止を図るため、保育園（所）・認定こども園の利用にあたり、可能な範囲で、以下の点について園へ協力依頼をします。

1 学級閉鎖等について【現行】

陽性者の陽性確認日と最終接触日（最終登園日）、行動歴等をもとに、保健所やこども保育課と協議し、陽性者和其他の園児との隔離期間が4日間となるように、学級閉鎖等の要否、対象、期間を決定。

2 園児の家庭保育の協力について【追加】

8月1日から8月31日までの期間、感染拡大防止のため、以下①から③により、その園児の家庭保育にご協力いただいた場合は、保育料を日割り計算で還付する。

○対応期間

令和4年8月1日（月）～8月31日（水）まで

①学級閉鎖以外のクラスの園児について

学級閉鎖を実施する保育園（所）、認定こども園において、学級閉鎖をしていないクラスの園児についても、学級閉鎖期間と同じ期間、家庭保育にご協力いただいた場合

②園児のきょうだいや同居家族が通う小中学校、保育園（所）等が学級閉鎖又は休校（園）となった場合

園児のきょうだいや同居家族が通う小中学校、保育園（所）等において、学級閉鎖又は休校（園）となった場合に、その学級閉鎖又は休校（園）期間と同じ期間、その園児の家庭保育にご協力いただいた場合

③園児の家族等が濃厚接触者となった場合

園児の家族等が濃厚接触者となった場合に、濃厚接触の待機期間、その園児の家庭保育にご協力いただいた場合